Deloitte.
Private

JAあさか野組合員様　御中

インボイス制度

デロイト トーマツ税理士法人
ファミリーコンサルティング

MAKING AN IMPACT THAT MATTERS since 1845

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

目次

1. 消費税納税の仕組み～なぜインボイスが必要か～	4
2. インボイス制度とは	7
3. 適格請求書発行事業者になるかどうか？	１０
4. 売り手側の対応	１３
5. 買い手側の対応	２２
6. その他の留意点	２７

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

インボイス制度～2023年10月開始に向けて～

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

消費税納税の仕組み
～なぜインボイスが必要か～

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

消費税は、“消費者が負担する税”です。しかし、一般消費者が申告納税することは難しいことから、各事業者が少しずつ納税しています

消費税負担と納税

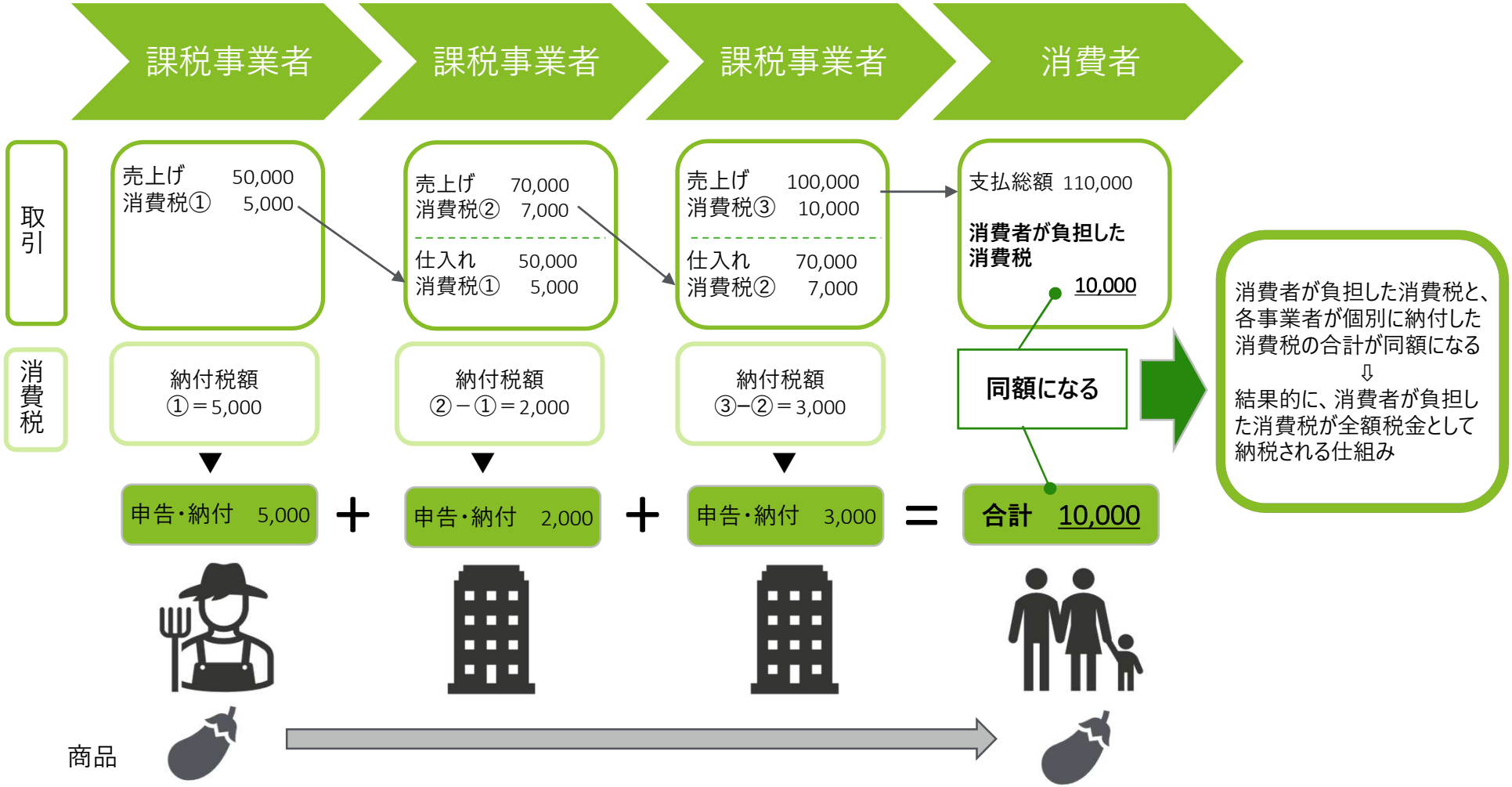

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

消費税は、多段階で納付される仕組みですが、免税事業者が取引に入ると、一部は納税されずに免税事業者の利益となります

免税事業者と益税

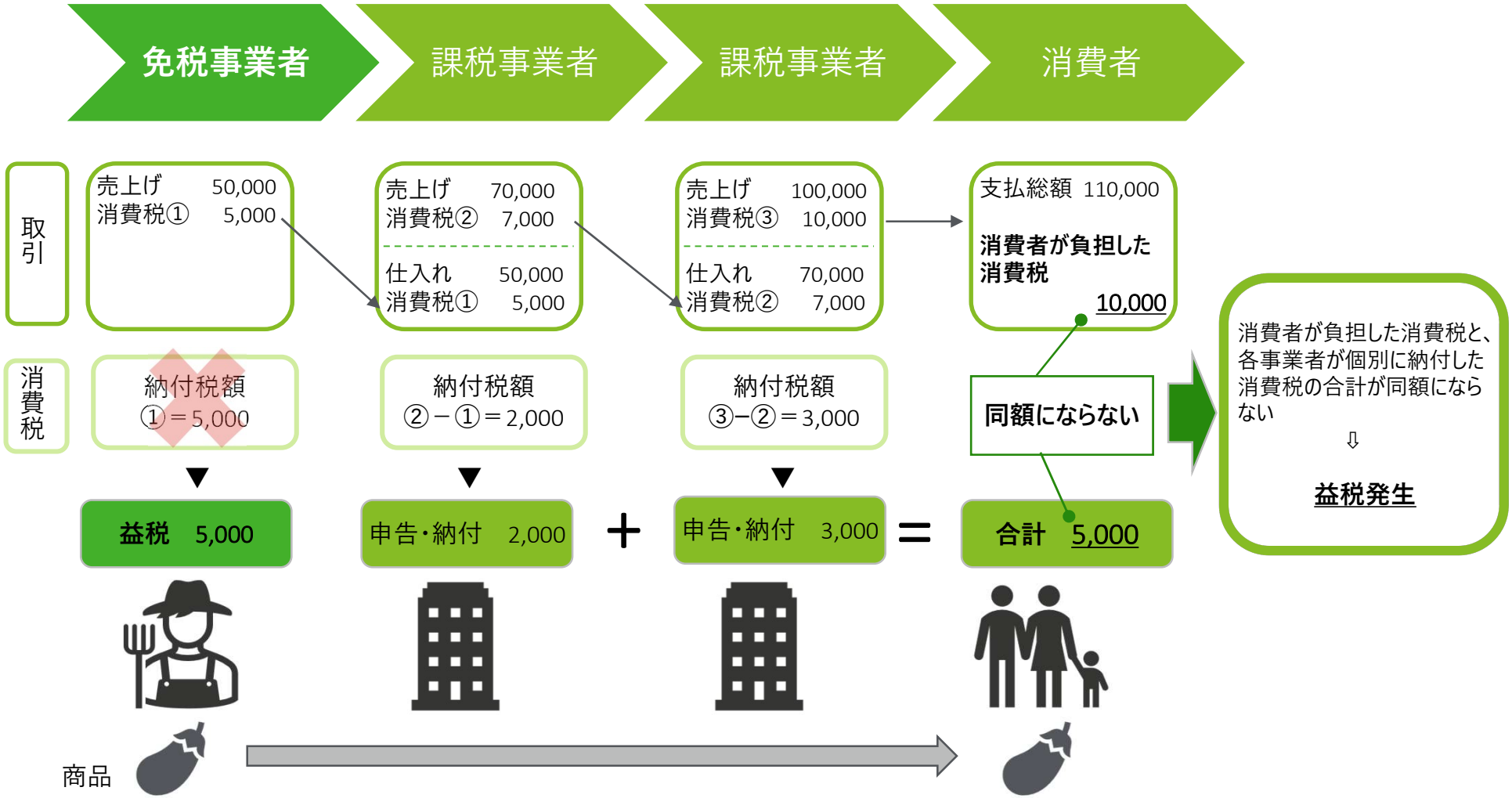

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

インボイス制度とは

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

インボイス制度の導入により、売り手側と買い手側の税率・税額の認識が一致し、原則として、消費者が負担する消費税と各事業者が納付した消費税が一致するように考えられた制度です

免税事業者と益税

⇒以前は、通常の請求書を保管することにより、仕入先が免税事業者でも仕入税額控除を受けることができた

免税事業者は“適格請求書”の発行が出来ない

インボイス制度導入後は、仕入税額控除は**“適格請求書”（インボイス）**の保存が要件となります

	免税事業者	課税事業者	課税事業者	消費者
取引	売上げ 50,000 消費税① 5,000	売上げ 70,000 消費税② 7,000 仕入れ 50,000 消費税① 5,000	売上げ 100,000 消費税③ 10,000 仕入れ 70,000 消費税② 7,000	支払総額 110,000 **消費者が負担した消費税** 10,000
消費税	納付税額 ①＝5,000	納付税額 ②－①＝7,000	納付税額 ③－②＝3,000	**同額になる**
	益税 5,000	申告・納付 7,000	＋ 申告・納付 3,000	＝ **合計 10,000**

“適格請求書”の保存がないので、控除不可

②預かった消費税 ：7,000円
△①支払った消費税 ： 0円
＝ 納税額 ：7,000円

③預かった消費税 ：10,000円
△②支払った消費税 ： 7,000円
＝ 納税額 ： 3,000円

“適格請求書”の保存が必要

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

“適格請求書”とは、以下の項目の記載のある請求書です。
この要件を満たした請求書を受け取ることで、支払った消費税を控除することができます。

適格請求書

■ 適格請求書の記載事項

① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号（課税事業者のみ登録可）**
② 取引年月日
③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び**適用税率**
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称*1

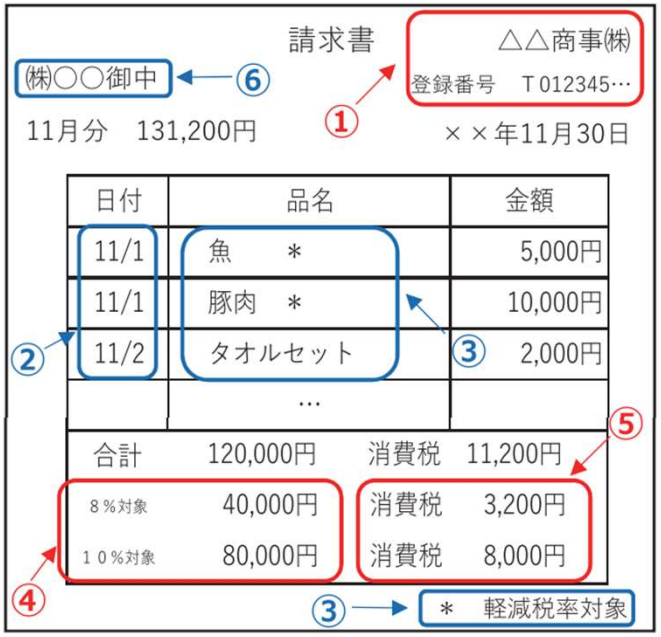

*1：小売業や飲食店業などの一定の業種が発行する**“適格簡易請求書”**については省略が可能

交付義務が免除される場合

■ 農協等を通じた委託販売

➢ 農協等の組合員その他の構成員が、農協等に対して販売を委託するようなケースの場合、組合員等から購入者に対する適格請求書の交付義務は免除されます

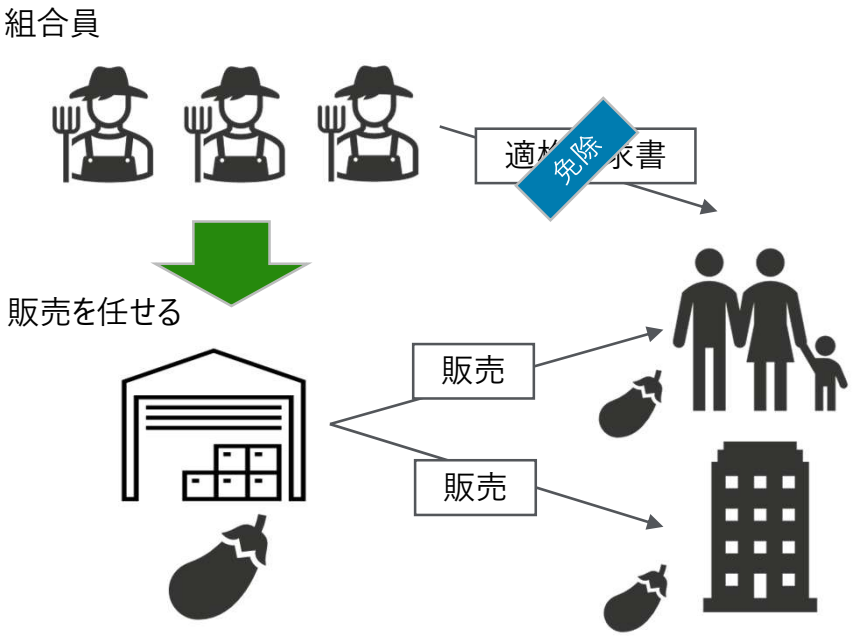

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要−インボイス制度の理解のために−」より抜粋

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書発行事業者になるかどうか？

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書発行事業者になるべきか？

登録は任意

1 登録の必要性

■ 登録が必要かどうかを検討しましょう

- 現在課税事業者か、免税事業者か
- 売上の内容（課税売上、非課税売上、免税売上）
- 買い手は事業者か、一般消費者か
- 登録しない場合に取引関係に影響があるか

2 登録による影響

■ 登録する場合・しない場合の影響額や、どんな手続きが必要になるのかを検討しましょう

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書発行事業者になるべきか？

影響額の計算例

例）影響額の計算例：

- ➢ 事務所として月額500,000円＋消費税50,000円を請求しているが、免税事業者である。
  - 550,000円×12月＝6,600,000円の不動産収入
  - 経費はなしと仮定

（単位：円）

	A 現状	B 値下げした場合①	C 値下げした場合②	D 課税事業者になる場合
賃料	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
賃料改定			480,000	
消費税	600,000	0	0	600,000
収入合計	6,600,000	6,000,000	6,480,000	6,600,000
消費税納付	0	0	0	-120,000
手取り収入	6,600,000	6,000,000	6,480,000	6,480,000
Aとの手取比較		-600,000	-120,000	-120,000

※ケースC：経過措置R5.10～R8.9.30は免税事業者からの課税仕入れでも80％控除が可能なため、20％分値下げを実施
※ケースD：消費税の計算は、2割特例を適用したものとして計算
2割特例についてはP30参照

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

売り手側の対応（適格請求書発行事業者として）

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

令和5年10月1日から適格請求書を発行したい場合は、令和5年9月30日までに登録申請が必要です

適格請求書発行事業者登録申請書の提出

令和5年（提出時）が免税事業者で、令和5年10月1日に登録を受ける方の記載例

初葉【1/2】

「事業者区分」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 □ 課税事業者　✔ 免税事業者 ※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

記載方法

「事業者区分」欄：「免税事業者」に☑

「免税事業者の確認」欄：上段に☑

「登録希望日」欄：記載不要

次葉【2/2】

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

「免税事業者の確認」欄（個人事業者の場合）

免税事業者の確認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。 ✔ 令和５年10月１日から令和11年９月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第４項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
	個人番号	X X X X X X X X X X X X		
	事業内容等：生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和　○○年△△月□□日	法人のみ記載：事業年度	自　月　日 至　月　日
			資本金	円
	事業内容等：事業内容	×××業	登録希望日	令和　年　月　日
	□ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者		課税期間の初日 ※ 令和５年10月１日から令和６年３月31日までの間のいずれかの日	令和　年　月　日

出所：国税庁「登録申請書の書き方フローチャート」より抜粋

令和５年３月31日（特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和５年６月30日）までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情	

令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき、困難な事情がある場合には登録申請書にその「困難な事情」を記載して提出します（困難な度合いは問われません）。

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書としての要件を満たす請求書の準備が必要です　1/3

不動産賃貸業

■ 適格請求書の記載事項
① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
（課税事業者のみ登録可）
② 取引年月日
③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が発行されない事務所の賃貸取引等については、複数の書類で適格請求書の記載事項を満たすことで適格請求書としての要件を満たします。

- ✓ 賃貸契約書
- ✓ 通帳
- ✓ 登録番号等を別途通知した書類

*1：決まった書式はないため、管理会社や税理士にご相談ください

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書としての要件を満たす請求書の準備が必要です 2/3

不動産賃貸業

【新規契約における対応例】

- **発行者の名称及び登録番号**
- **取引の相手方の名称**
- **取引の内容**

- **税率ごとの対価の合計額及び適用税率**
- **消費税額等**

建物賃貸借契約書

賃貸人○○㈱（登録番号：T1234…）と賃借人××㈱とは、○○㈱が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

・・・

第○条（賃料）
賃料は１カ月165,000円（消費税率10％・うち消費税15,000円）とし、××㈱は○○㈱に対し、毎月末日までに、その翌月分を○○㈱の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

＋

振込金受取書

令和6年3月31日								
金額			¥	1	6	5	0	0	0
先方銀行		△銀行			森が関支店			
お受取人	預金種目	普通	口座番号	123456				
	○○㈱ 様							
ご依頼人	××㈱ 様							

賃借人である××㈱は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※　口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けないため、通帳

・ 実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（**課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの**）

出所：国税庁「インボイス制度－オンライン説明会－　～テーマ別編その2～」より抜粋

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書としての要件を満たす請求書の準備が必要です 3/3

不動産賃貸業

【既存契約における対応例】

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

建物賃貸借契約書

賃貸人○○㈱と賃借人××㈱とは、○○㈱が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

・・・

第○条（賃料）

賃料は１カ月165,000円とし、××㈱は○○㈱に対し、毎月末日までに、その翌月分を○○㈱の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

＋

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

・・・

登録番号：T1234…

消費税率：10％

消費税額：15,000円

メールなど電子的方法による通知も可能

- **登録番号**
- **適用税率**
- **消費税額等**

＋

振込金受取書

令和6年3月31日								
金額			¥	1	6	5	0	0	0
先方銀行	△銀行　森が関支店							
お受取人	預金種目	普通	口座番号	123456				
	○○㈱　様							
ご依頼人	××㈱　様							

賃借人である××㈱は、契約書と振込金受取書等※を保存することで仕入税額控除可

※　口座振替による支払いの場合、振込金受取書の交付は受けないため、通帳

・ 実際に取引を行った事実を客観的に示す書類（**課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの**）

出所：国税庁「インボイス制度－オンライン説明会－　～テーマ別編その2～」より抜粋

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

立替払がある場合には、立替金精算書を交付する必要があります

不動産賃貸業：警備料、光熱費等の立替請求

【立替金の取引図】

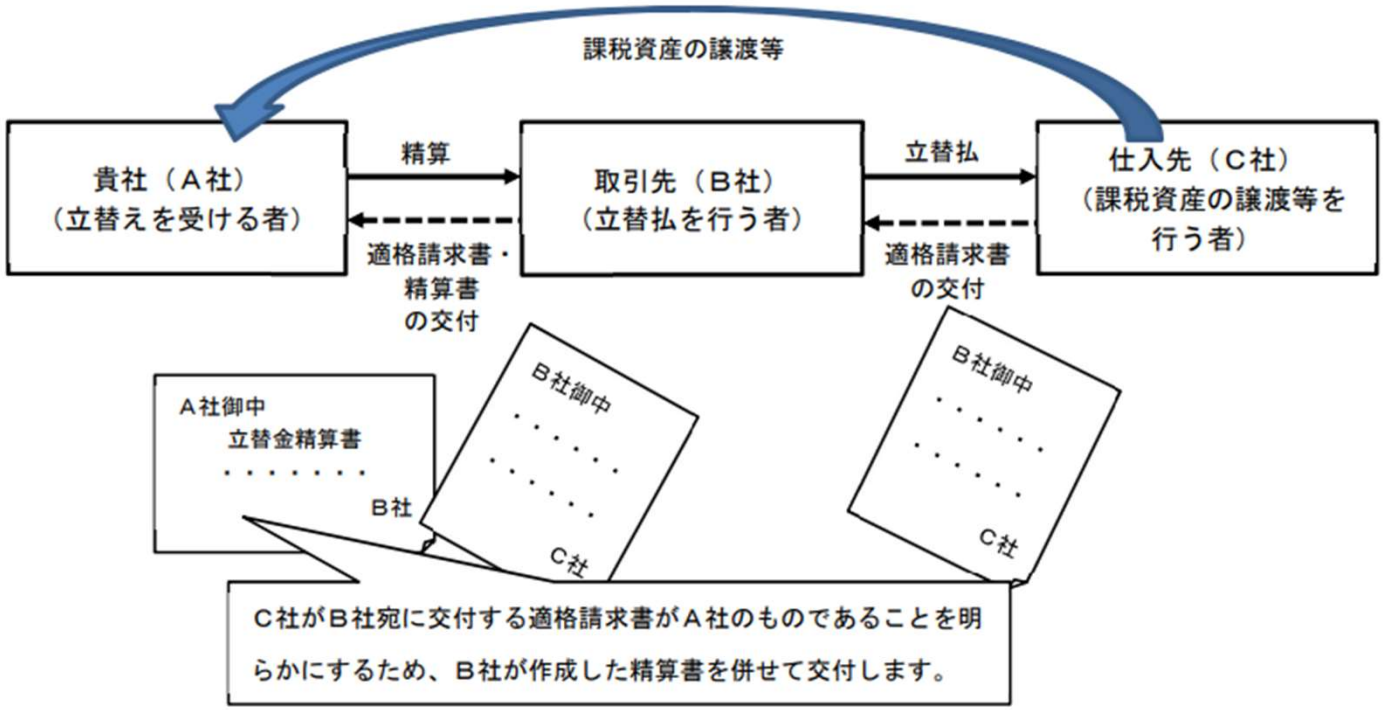

■ 国税庁Q&A問92より

- A社は、立替払を行ったB社からC社が発行したB社宛の請求書を受領しても、A社の課税仕入れとして扱うことができません。
- A社は、C社が発行したB社宛の適格請求書と、B社が作成した立替金精算書により、A社が課税仕入れを行ったものとすることができます。

※立替払を行う者が課税事業者・免税事業者いずれでも対応が必要

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

立替払がある場合には、立替金精算書を交付する必要があります

複数の事業者の経費を一括して立替払いする場合

原　則

- 立替払を行う者は、
  適格請求書のコピー＋立替精算書を交付する

例　外

- コピーが大量になるなどコピーを交付することが困難な場合は、立替払を行う者が
  交付を受けた適格請求書を**保存**＋立替精算書を交付する

※立替払を行う者が課税事業者・免税事業者いずれでも対応が必要

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書の適切な保存が必要となります　1/2

適格請求書の保存義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書などの写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の**保存義務**があります。

「交付した適格請求書などの写し」とは？

交付した書類を複写したものに限りません。適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含みます。
例）レジのジャーナル、複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表

「電磁的記録による保存」とは？

自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、そのデータそのものを保存することも可能です。
ただし、データとして保存する場合には電子帳簿保存法の要件を満たす必要があります。
要件①　システム関係書類の備え付け
要件②　電子計算機、ディスプレイ、プリンタ等があって、速やかに出力ができること
要件③　検索要件を満たすこと（税務職員の質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができるようにするには、取引年月日、取引金額、取引先により検索できることが要件）

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

適格請求書の適切な保存が必要となります 2/2

適格請求書の保存義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書などの写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の**保存義務**があります。

「電磁的記録により提供する場合」

メールで請求書をやり取りした場合には、「電子取引データ」として**電子データのまま保存することが必要となります。**

【原則】

要件①　いずれかの措置　・タイムスタンプ、・履歴が残るシステムで保存、・改ざん防止のための事務処理規定

要件②　システム関係書類・ディスプレイ等の備え付け

要件③　日付・金額・取引先での検索

【新猶予措置】
法令に定める保存要件で保存することができなかったことについて相当の理由があると認められ、かつ、ダウンロードの求め及びその電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合

- 要件①・②・③　不要

※いずれにしても「電子取引データ」は、**電子データのまま保存することが必要**（R6.1.1～）

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

買い手側の対応

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

仕入先からの適格請求書の保存が必要となります

仕入税額控除の要件

■ **適格請求書等の保存**

仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項が記載された帳簿及び適格請求書等につき、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から**7年間の保存が必要**です。

適格請求書をメールで受領している場合には、電磁的に保存することが必要です
（保存方法はP21参照）

※簡易課税を受ける場合、2割特例を受ける場合には、適格請求書等の保存は仕入税額控除の要件にはなりません。
（法人税、所得税では保存が必要となります）

■ **帳簿の記載事項**

仕入税額控除の適用を受けるためには一定事項を帳簿に記載する必要があります。

【帳簿の記載事項】

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

総勘定元帳（仕入）				（税込経理）
取引日 月	××年 日	摘要	税区分	金額（借方）（円）
11	30	△△商事㈱ 11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事㈱ 11月分 食料品	8%	43,200
②		① ③		④

出所：国税庁「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き2022」より抜粋

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

継続的な取引先については、仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう

仕入先からのインボイスの確認

仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか

立替精算をしてもらっている事業者はインボイス制度に対応した立替金精算書を発行しているかどうか

確認

仕入先の請求書は、適格請求書の記載事項を満たしているかどうか

必要に応じて価格の見直し等を相談

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

受け取った請求書の保存方法を考えましょう

「簡易課税」や「2割特例」を受ける場合には不要です

管理方法

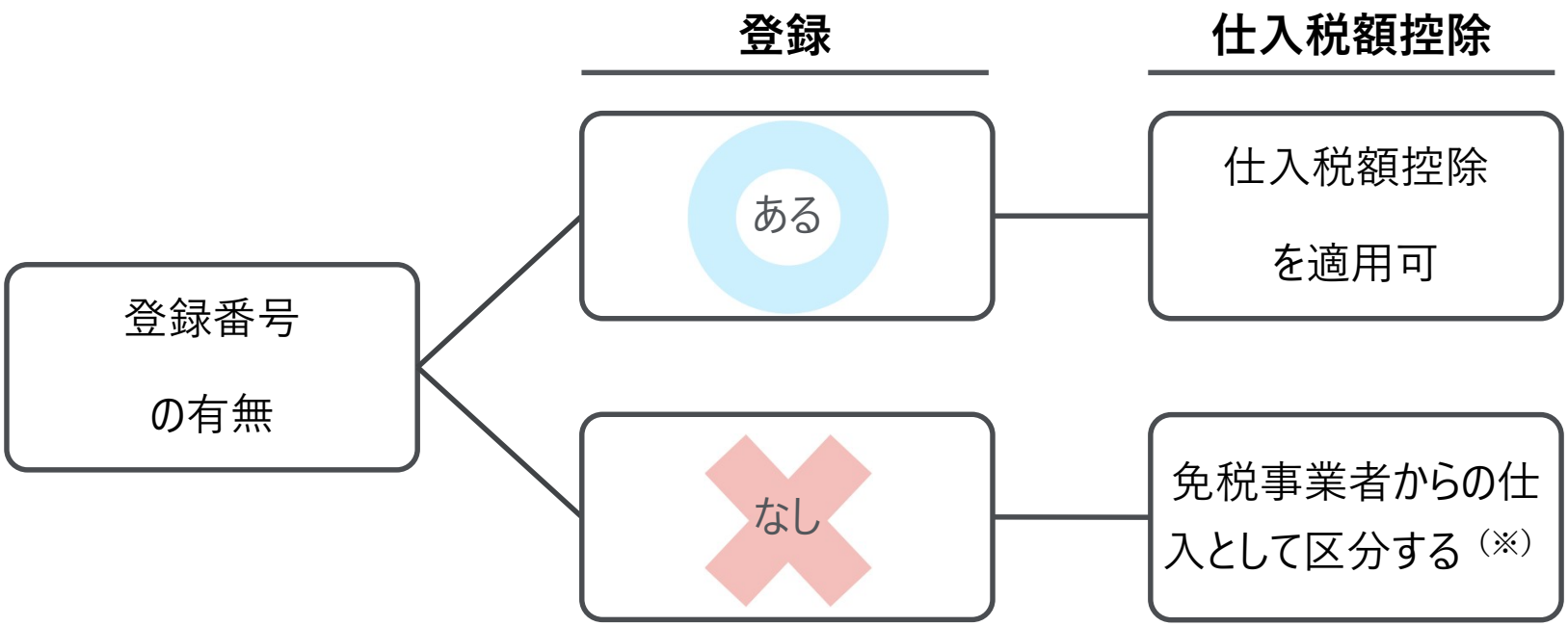

※登録番号がない請求書について、経過措置（80％・50％控除）があります
　経過措置を受けるためには、区分記載請求書の保存と、帳簿に「80％控除対象」「※」などの記載が必要となります。

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

登録番号がない請求書について、経過措置（80％・50％控除）があります

経過措置

- 登録番号がない請求書について、経過措置（80％・50％控除）があります
  経過措置を受けるためには、区分記載請求書の保存と、帳簿に「80％控除対象」「※」などの記載が必要となります。

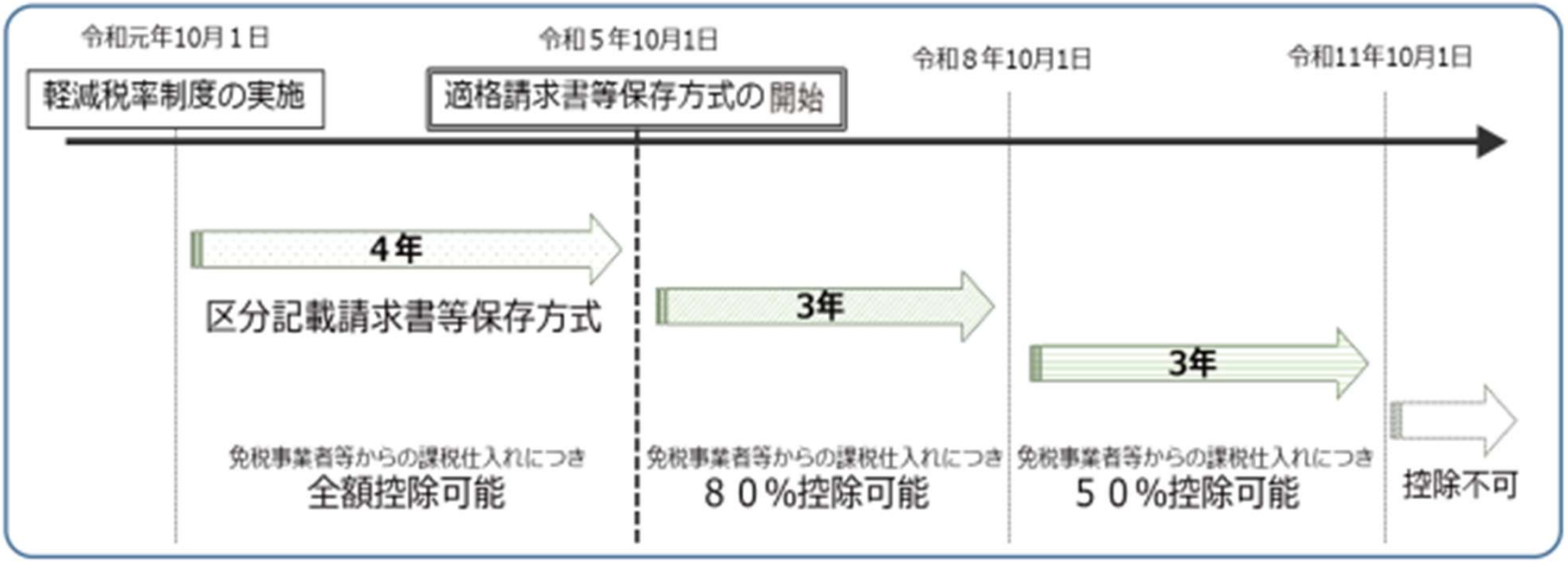

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

その他の留意点

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

【その他の留意点①】
登録事業者として登録する場合には、いくつかの経過措置及び制限が適用されます
制度をよく理解して登録の必要性及びタイミングを考える必要があります

経過措置及び制限

■ 適格請求書発行事業者の登録に係る経過措置

- ➢ R5.10.1からR11.9.30までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録日から適格請求書発行事業者の登録を受けることができ、課税事業者を選択することになります。課税事業者として消費税の申告・納付が必要となります。

■ 上記経過措置の適用を受けた場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは免税事業者に戻ることはできません。

■ 簡易課税制度を受けるためには、適用を受ける課税期間開始の前日までに提出が必要（R5.10.1から登録を受ける場合でR5.12月期から適用を受ける場合にはR5.12.31までに提出が必要）

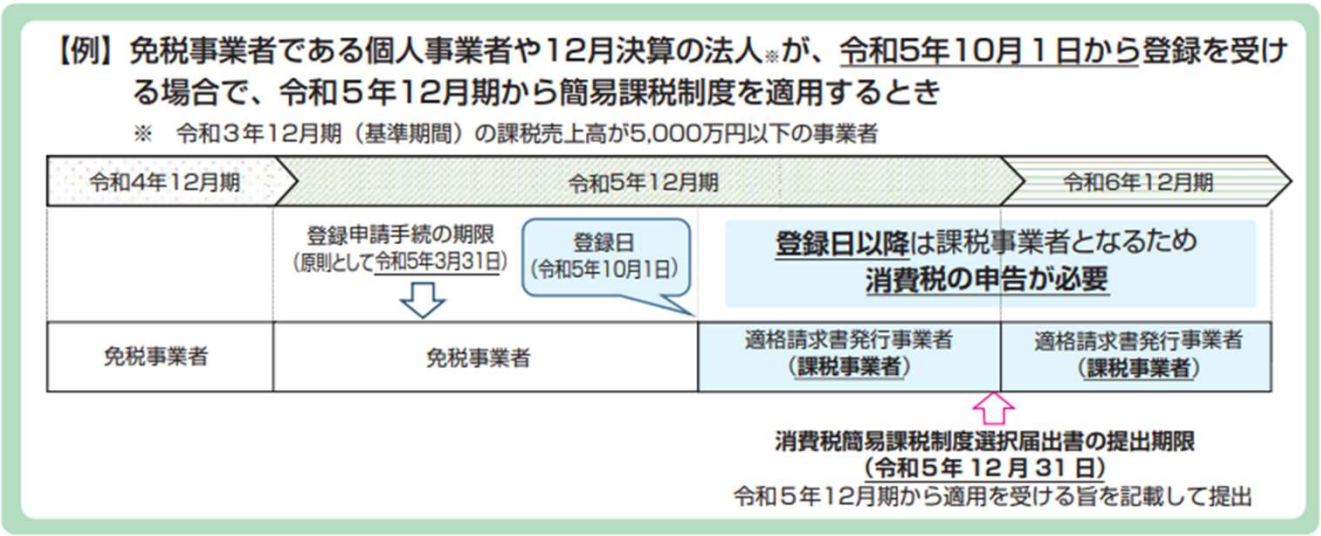

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

【その他の留意点②】
登録事業者をやめる場合には事前の手続きが必要です

登録事業者をやめる場合「取り消しを求める旨の届出書」の提出が必要

➢ 翌課税期間の初日からインボイス発行事業者の**登録を取りやめる場合**、取りやめる**課税期間の初日から**起算して**15日前まで**に提出が必要です。

（例：1月決算法人が登録をとりやめる場合）

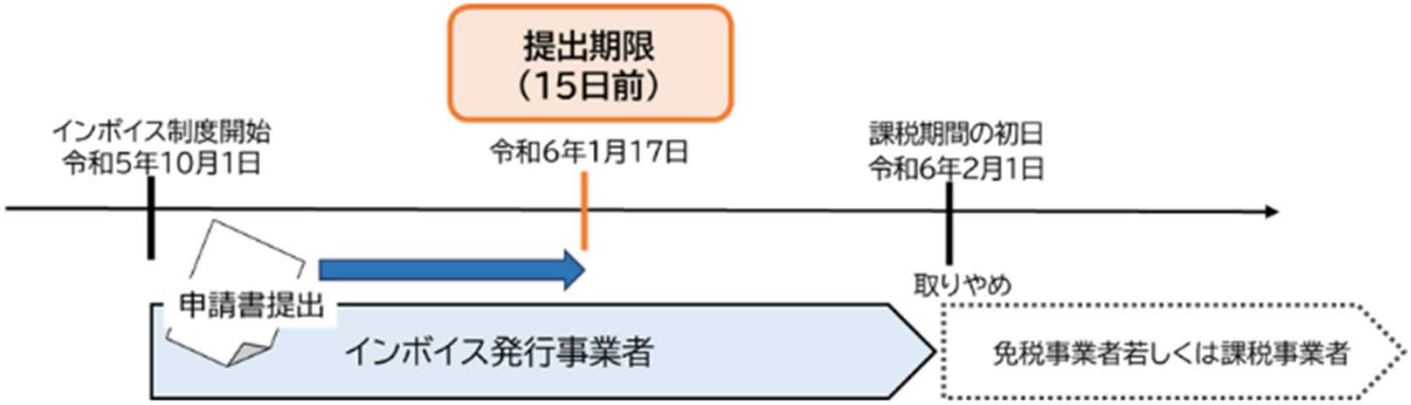

出所：国税庁「インボイス発行事業者に係る登録制度の見直し」より抜粋

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

【その他の留意点③】
インボイス制度を機に免税事業者から課税事業者になった場合には、一定の期間、仕入税額控除について特例の適用が認められます

2割特例

- インボイス制度を機に**免税事業者から**インボイス発行事業者として**課税事業者になられた方**については、**仕入税額控除の金額を特別控除税額**（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）**とすることができます**（いわゆる２割特例）。

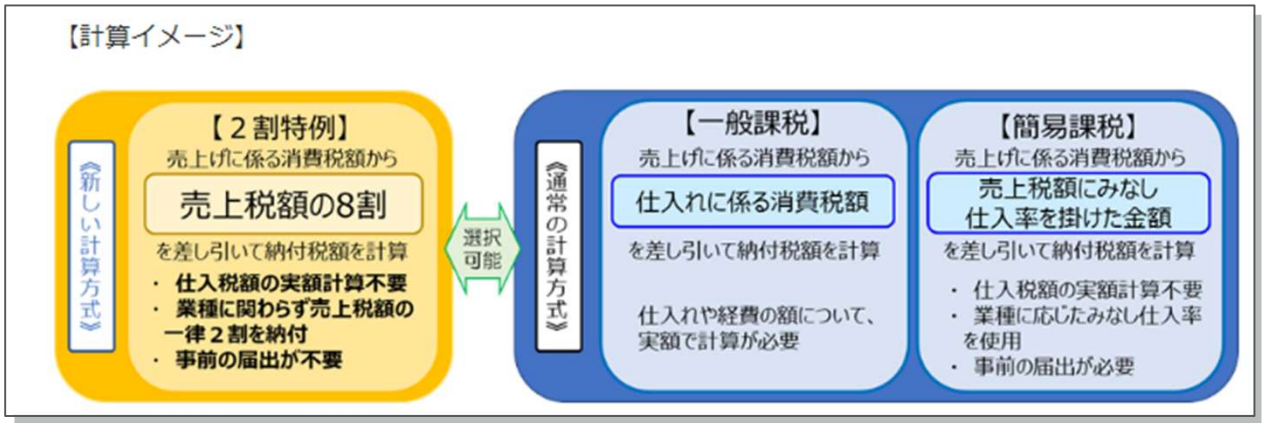

- ２割特例を**適用できる期間**は、**令和５年１０月１日から令和８年９月３０日までの日の属する各課税期間**となります。

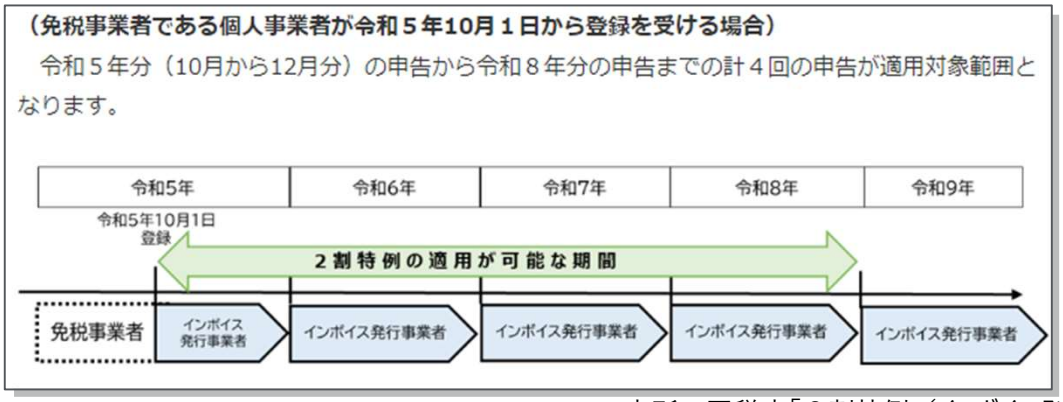

出所：国税庁「２割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要」より抜粋

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

【参考資料】

インボイス制度

■ **国税庁HP　インボイス制度特集ページ**

- https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm

■ **日本税理士連合会**

- https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/invoice/

■ **全国農業協同組合中央会**

- http://www.ib-ja.or.jp/ja/inashiki/invoice.pdf

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所

〒100-8362　東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel：　03-6213-3800（代）

email：info.idt-gta@tohmatsu.co.jp

会社概要：www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス：www.deloitte.com/jp/tax-services

ファミリーコンサルティング：www.deloitte.com/jp/family-consulting-jp

免責事項

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トゥシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また講演・セミナーで説明した、または配布資料に掲載した当法人の講演・セミナー内容や見解を、当法人の事前の承諾なくインターネットに掲載する等の行為もお控えください。講演・セミナーで講師等が説明、または補足をした背景事情や前提を知り得ない第三者が、そのようなインターネット上の掲載に基づき誤った判断をする等の懸念もあるため、発見した場合は必要に応じ、掲載の差し止めを含む必要な措置を取らせていただく場合もあります。

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

Deloitte.
Private

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）を通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

IS 669126 / ISO 27001

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.